

盛岡広域振興局長告示第35号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

令和4年8月26日

盛岡広域振興局長 佐々木 隆

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 紫波郡紫波町桜町字三本木40番、40番1、41番1、42番1、43番、44番、45番1、45番2、142番、143番、144番、145番、146番、147番、148番1、149番1、150番1、151番1、152番1、153番1、154番1、155番1、156番1、157番1、158番1、159番1及び210番並びにこれらの区域に介在する認定外道路及び水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 紫波郡紫波町犬渕字南谷地110番地5 社団医療法人法成会